

権利処理の都合上、ヒアリング対象者からの
要望により画像を非表示にしております。

資料1-2

(H29.12.12)

規制改革推進会議説明資料

平成29年12月12日
東京都都市整備局

都のプロジェクトンマッピングの取扱い

平成24年度の東京都広告物審議会で整理した内容
(平成25年度に許可権者(区市町等)に周知)

イベント等で企業名、商品名等が映らない映像を
一時的に投影するもの

➔ 東京都屋外広告物条例の**規制対象外**

権利処理の都合上、
ヒアリング対象者からの
要望により、画像を
非表示にしております。

TOKYO STATION VISION
[H24.9 東京駅丸の内駅舎での
プロジェクトンマッピング]

営利内容を含む映像を投影するもの

➔ 禁止区域では掲出不可

➔ 許可区域では、一定の規格内は許可により投影可能

商業地域の例：表示面積 100㎡以下 かつ 建物壁面の3/10以下
広告物の高さ 52m以下 広告板の計算方式に準ずる。

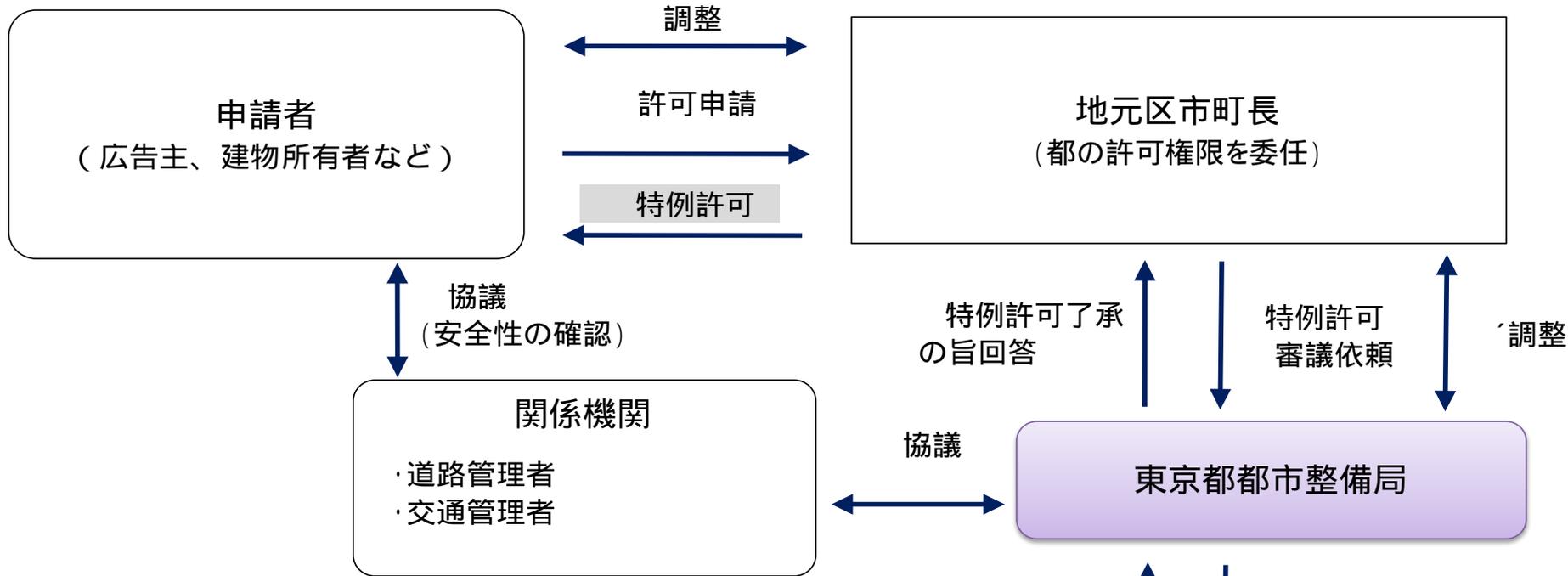
道路等をまたいだ投影は不可

2020大会の開催に向けて

・大会の気運醸成につながるものは、特例許可などを有効に活用

➔ 禁止区域や基準超の場合であっても、安全性などを確保する
ことなどを条件に**特例許可**が可能(次頁「特例許可の流れ」参照)

特例許可の流れ



- 特例許可の条件
- ・良好な景観形成に資するもの
 - ・交通管理者等との協議の上、安全上支障がないもの
 - ・地元区市町村の了解
 - ・広告料収入を公益的取組に充当

プロジェクションマッピングの実施例 (の例)

東京2020オリンピック・パラリンピック フラッグツアーフェスティバル

東京2020大会の開催3年前に、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーフェスティバルの開催に合わせて実施

東京の景色や文化の魅力及びスポーツの素晴らしさや期待感を高める過去のオリンピック・パラリンピックの映像などを投影し、大会への気運を盛り上げ

- (1) 投影期間 平成29年7月24日～7月29日 19:30～21:00(10分程度 計5回×5日間)
- (2) 掲出場所 東京都議会議事堂
- (3) 投影面積 幅約120m、高さ約22m 約2,600m²



プロジェクションマッピングの実施例 (の例)

東京2020参画プログラム「YOYOGI CANDLE 2020」

東京2020大会1000日前記念イベントにおいて、プロジェクションマッピングとリアルタイム空間転送を組み合わせる共同実験として実施

高い臨場感のスポーツ観戦体験を提供

選手・アスリートたちへの応援メッセージやイベントステージ上で選手が行ったパフォーマンスを投影し、大会気運を盛り上げ

(1) 投影期間 平成29年10月28日及び11月29日 18:30～19:00 及び 20:30～21:00
(各30分 計2回×2日間)

(2) 掲出場所 NTTドコモ代々木ビル 北側面

(3) 投影面積 幅約38m、高さ約136m 約5,200m²



(参考 1) 特例許可の事例

日本橋シティドレッシング for TOKYO 2020

リオ大会が終わった直後の平成28年9月20日から実施
東京2020大会を盛り上げ、日本全国へオリンピック・パラリンピックムーブメントを発信

LEDパネルを3面設置、リオ五輪ハイライト映像・オリジナル映像・CMを放映

- (1) 許可期間 平成28年9月20日～10月10日 11:00～20:00(車両規制時間帯)
- (2) 掲出場所 中央区日本橋仲通り コレド室町1とコレド室町2の回廊
- (3) 表示面積 幅27m、高さ2.5m 約67m²
- (4) 特例許可の審議理由
 - ・禁止区域の道路上空間に設置し、第三者広告を掲出
 - ・壁面を利用する広告物の規格(掲出壁面面積の3/10以内)超



(参考 2) 特例許可の事例

2014FIFAワールドカップ

平成26年6月開催のサッカーワールドカップ開催に先立ち、日本代表応援プロジェクト「夢を力に 2014」の一環として大型壁面広告を表示

地元商店街・地元大学・地元医院と協力してスポーツ・文化活動を発信

- (1) 許可期間 平成26年5月15日～7月27日(2か月間)
- (2) 掲出場所 JFAハウス(公益財団法人日本サッカー協会ビル) サッカー通り側壁面
- (3) 表示面積 幅35m、高さ26.4m 約920m²
- (4) 特例許可の審議理由
・壁面を利用する広告物の規格(掲出壁面面積の3/10以内)超



権利処理の都合上、
ヒアリング対象者からの要望により
画像を非表示にしております。

[参考] 東京都屋外広告物条例（抜粋）

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年条例第100号）

（禁止区域）

第六条 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

七 国又は公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地及び橋台敷地

九 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の建造物の敷地及び官公署の敷地

十 道路、鉄道及び軌道の路線用地。ただし、第八条第二号に掲げる地域を除く。

（許可区域）

第八条 次に掲げる地域又は場所(第六条各号に掲げる地域又は場所を除く。)に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 特別区、市及び町の区域

（禁止広告物等）

第十九条 何人も、形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観又は風致を害するおそれのある広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 何人も、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等

二 構造又は設置の方法が危険な広告物等

三 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等

四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

（規格の設定）

第二十一条 次に掲げる広告物等について、知事はその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について、規則で定める規格を設けたときは、当該広告物等は、これらの規格によらなければならない。

一 広告塔

二 広告板

三 立看板等

四 はり紙

五 はり札等

六 広告旗

七 建築物の壁面を利用する広告物等

八 建築物から突出する形式の広告物等

九 電柱又は街路灯柱を利用する広告物等

十 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置する広告物等

十一 電車又は自動車の外面を利用する広告物等

十二 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観形成又は風致の維持に必要なものとして規則で定める広告物等

（許可の特例）

第三十条 知事は、第六条から第八条まで、第二十一条又は第二十二条の規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。この場合においては、あらかじめ第五十六条に規定する東京都広告物審議会の議を経るものとする。

[参考] 東京都屋外広告物条例施行規則（抜粋）

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和32年規則第123号）

(規格)

第十九条 条例第二十一条第一項の規定による規格は、別表第三のとおりとする。

別表第三(第十九条関係)

二 建築物の壁面を利用する広告物等

- 1 地盤面から広告物等の上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては三十三メートル以下、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては五十二メートル以下であること。
- 2 条例第十五条第一号に掲げる広告物等で光源が点滅しないものについては、1に規定する高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。ただし、広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが百メートル以下の場合にあつては三メートル以下、百メートルを超える場合にあつては五メートル以下とする。
- 3 壁面の外郭線から突出して表示し、又は設置しないこと。
- 4 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。ただし、広告幕については、非常用の進入口及び避難器具が設置された窓又は開口部(建築基準法施行令第百二十六条の六第二号に規定する窓又は開口部を含む。)を除き、この限りでない。
- 5 広告物等(広告幕を除く。)の表示面積が商業地域内にあつては百平方メートル以下、商業地域外にあつては五十平方メートル以下であり、かつ、広告物等(広告物の表示期間が七日以内のものを除く。)を表示し、又は設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計が当該壁面面積の十分の三以下であること。
- 6 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示し、又は設置する場合においては、各広告物等の間隔が五メートル以上であること。